○国土交通省告示第千三百五十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十一月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称

表六甲山腹金鳥山

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を平成十一年建設省告示第千三百四十二号で指定した第四号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十四年建設省告示第八百二十三号で指定した第二十五号に掲げる土地の区域を除く。）

兵庫県神戸市東灘区本山町北畑

字稜御　六八〇番一　一号から十五号まで

ロ　次に掲げる土地に接する道路のうちその接している区間の道路敷

兵庫県神戸市東灘区本山町北畑

字天皇前坂　六九一番一

六九一番三

六九一番五

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大池見山東

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県神戸市北区大池見山台

二〇番二一　一号

兵庫県神戸市北区山田町上谷上

字渡疏原　二〇番一〇　二号から十三号まで

二〇番九　十四号から二十七号まで

二三番九　二十八号から三十六号まで

二三番八　三十七号から四十九号まで

二三番七　五十号から五十五号まで

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

再度谷川右支

(二)　砂防法第二条の土地の表示

兵庫県神戸市中央区神戸港地方口一里山内二級基準点再度堰堤を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から三十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十三年内務省告示第四百六十四号で指定した土地の区域を除く。）

基準点から二八三度四五分一一秒　一〇八・九五三メートルの地点　一号

標柱一号から二〇九度五分三九秒　三・九三二メートルの地点　二号

標柱二号から一九度五四分四一秒　〇・八九六メートルの地点　三号

標柱三号から二〇〇度四八分四四秒　三・〇六四メートルの地点　四号

標柱四号から二一度四六分一四秒　四・二三九メートルの地点　五号

標柱五号から一七三度八分四三秒　一二・三三三メートルの地点　六号

標柱六号から一三七度五分三七秒　四・四五二メートルの地点　七号

標柱七号から一七二度五五分二六秒　一六・一一四メートルの地点　八号

標柱八号から二〇二度四五分四四秒　五・一一〇メートルの地点　九号

標柱九号から二五六度四五分四七秒　一一・八二二メートルの地点　十号

標柱十号から三四六度四五分四一秒　九・〇四三メートルの地点　十一号

標柱十一号から二三四度九分四七秒　三・二二八メートルの地点　十二号

標柱十二号から二五五度二六分三七秒　一〇・二三三メートルの地点　十三号

標柱十三号から二一四度四一分一八秒　七・三五五メートルの地点　十四号

標柱十四号から二三一度三七分五八秒　七・七三八メートルの地点　十五号

標柱十五号から三〇一度四六分一五秒　一・四二四メートルの地点　十六号

標柱十六号から一〇度一五分二六秒　四・八四六メートルの地点　十七号

標柱十七号から三五三度二六分一九秒　六・五二〇メートルの地点　十八号

標柱十八号から三四八度一四分三二秒　四・六一八メートルの地点　十九号

標柱十九号から三五度三八分五秒　八・三六九メートルの地点　二十号

標柱二十号から三九度一六分一四秒　三・六四八メートルの地点　二十一号

標柱二十一号から九度三三分二四秒　二級基準点再度堰堤　二十二号

標柱二十二号から三〇一度四六分五八秒　一・八〇〇メートルの地点　二十三号

標柱二十三号から二五一度二六分五八秒　五・三三四メートルの地点　二十四号

標柱二十四号から二一一度四五分四三秒　五・六六三メートルの地点　二十五号

標柱二十五号から三〇一度四五分四五秒　一五・四七七メートルの地点　二十六号

標柱二十六号から三一度四六分五五秒　二・〇六六メートルの地点　二十七号

標柱二十七号から四三度四分三九秒　八・三四七メートルの地点　二十八号

標柱二十八号から五〇度四八分二六秒　一〇・六二九メートルの地点　二十九号

標柱二十九号から五三度一四分四五秒　四・二六〇メートルの地点　三十号

標柱三十号から五四度四八分五九秒　一一・八三三メートルの地点　三十一号

標柱三十一号から四八度二七分三九秒　六・二四三メートルの地点　三十二号

標柱三十二号から四二度三九分四二秒　五・六八四メートルの地点　三十三号

標柱三十三号から四四度三一分四九秒　九・四八七メートルの地点　三十四号

標柱三十四号から一二八度四七分一〇秒　八・二九〇メートルの地点　三十五号

標柱三十五号から二三三度四四分八秒　五・二二四メートルの地点　三十六号

標柱三十六号から一四四度一五分二七秒　一・九五二メートルの地点　三十七号

標柱三十七号から八二度三分四九秒　五・六〇六メートルの地点　三十八号

標柱三十八号から一九六度五〇分三五秒　四・三四九メートルの地点　三十九号

○国土交通省告示第千三百五十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の六第四項の規定に基づき、平成二十七年国土交通省告示第六百九十一号の一部を次のように改正する。

平成二十八年十一月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一

別表の十三の項業務区域欄中「富山県、石川県、福井県、岐阜県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の全域」を「日本全域」に改める。

○東北地方整備局告示第二百四十九号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十八年十一月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき告示する。

平成二十八年十一月二十一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

建築基準法第68条の26第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合する固液分離型流量調整付担体流動生物ろ過循環方式

製造者の住所・氏名	宮城県仙台市青葉区葉山町１番26号　萱場工業株式会社 代表取締役　萱場　昭
工場の所在地及び名称	愛知県知多郡美浜町大字北方字柿谷３－５　大栄産業株式会社東海マリン工場 北海道歌志内市字文珠159番地９　大栄産業株式会社　北海道工場 鹿児島県曽於郡大崎町菱田2918番地の１　南九州ニッコー株式会社 沖縄県中頭郡西原町字小那覇680番地　琉球設備工業株式会社
認定番号	２－16Ｋ－Ｈ－001－７
浄化槽の名称	カヤバ浄化槽　ＫＡＬⅡ－Ａ３型